

御浜町移住促進のための 空き家改修支援事業



補助内容

町外から御浜町へ移住する方（U・I・Jターン、二地域居住等）が
空き家等を改修して住む場合にかかる工事費用を補助します。

工 事 費

工事費の2/3
最大200万円

（内訳：国費 1/3 町費 1/3）

注意1：外構工事費や簡単に取り外しのできる設備の設置費用は工事費から除きます。

注意2：工事に着手する（工事契約を結ぶ）前に申請手続きを行う必要があります。

注意3：対象となる空き家等は耐震性を確保することが要件となります。

なお、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合、条件によって耐震改修
工事の補助も活用することができます。

補助対象者

1

御浜町に移住する方

御浜町に移住を検討している方。
移住してから6カ月以内の方。

2

空き家を所有している方

御浜町に移住する方に、所有する空き家を
売買又は賃貸することを目的に、空き家を
改修する方。

■問い合わせ先

御浜町役場 建設課

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

Tel.05979-3-0521

Fax.05979-2-3502

E-mail m-kensetu@town.mihama.mie.jp